

国家公安委員会規則第三号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）の規定に基づき、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び少年指導委員規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年三月二十六日

国家公安委員会委員長 村井 仁

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び少年指導委員規則の一部を改正する規則

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「及び映像送信型性風俗特殊営業」を「、映像送信型性風俗特殊営業及び無店舗型電話異性紹介営業」に改め、同条第三項第四号の三の次に次の二号を加える。

四の四 法第三十一条の十二第二項において準用する法第二十七条第二項に規定する届出書のうち、店舗型電話異性紹介営業の廃止又は法第三十一条の十二第一項第一号若しくは府令第九条の三第四号若しくは第五号に掲げる事項の変更に係るもの

四の五 法第三十一条の十七第一項又は同条第二項において準用する法第三十一条の二第二項に規定する届出書

第三条第二号中「ブラウン管」の下に「、液晶等の表示装置」を加える。

第八条に次の一項を加える。

2 法第五条第一項に規定する営業の方法を記載した書類の様式は、別記様式第二号の二のとおりとする。

第九条第二項中「ものとする。」の下に「この場合において、公安委員会は、当該申請者の提出した許可申請書に記載された管理者が法第二十四条第二項各号のいずれにも該当しないと認められるときは、あわせて、当該管理者に係る別記様式第三号の二の風俗営業管理者証（以下単に「管理者証」という。）を交付するものとする。」を加える。

第十八条の見出しを「（軽微な変更等の届出等）」に改め、第二項の次に次の二項を加える。

3 法第九条第三項第一号の規定により法第五条第一項第五号に掲げる事項の変更に係る届出書を提出する場合において、当該変更前の事項の記載された管理者証の交付を受けているときは、あわせて、当該管理者証を提出しなければならない。

4 公安委員会は、前項の届出書に記載された変更後の管理者が法第二十四条第二項各号のいずれにも該当しないと認められるときは、速やかに、当該届出書を提出した者に当該管理者に係る管理者証を新たに又は書き換えて交付するものとする。

第二十条の二中「過去十年以内に法第二十四条第七項の規定に違反したことがないこと」を「次のとおり」に改め、同条に次の二号を加える。

一 過去十年以内に法第二十四条第五項の規定による勧告を受けたことがなく、かつ、受けるべき事由が現にないこと。

二 過去十年以内に法第二十四条第七項の規定に違反したことがないこと。

第三十一条に次の一号を加える。

七 営業所における業務の一部が委託される場合において、当該委託に係る業務の適正な実施を図るた

め必要な当該委託に係る契約の内容、業務の履行状況その他の事項の点検の実施及びその記録の記載について管理すること。

第三十三条第四項中「応じ」の下に「、少なくとも次の各号に掲げる営業ごとに区分して」を加え、同項に次の三号を加える。

- 一 法第二条第四項に規定する接待飲食等営業
- 二 法第二条第一項第七号及び第八号に掲げる営業（次号に該当するものを除く。）
- 三 ぱちんこ屋及び令第七条に規定する営業

第三十四条第二項中「当該公安委員会に、」の下に「別記様式第十二号の」を加え、同条第三項中「対し、」の下に「別記様式第十二号の二の」を加え、同条第四項を削る。

第三十六条第一項中「第二十七条第二項」の下に「（法第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。）」を、「店舗型性風俗特殊営業」の下に「又は店舗型電話異性紹介営業」を加え、同条第二項中「当該店舗型性風俗特殊営業」の下に「若しくは店舗型電話異性紹介営業」を加える。

第三十六条の二第一項中「及び法第三十一条の八第一項において準用する場合を含む」を、「法第二十

一条の八第一項、法第三十一条の十三第一項及び法第三十一条の十八第一項において準用する場合を含む  
に、「十八歳未満の者が客となつてはならない旨」を「十八歳未満の者が客となつてはならない旨、  
法第三十一条の十三第一項において準用する場合にあつては十八歳未満の者がその営業所に立ち入つては  
ならない旨及び十八歳未満の者が法第三十一条の十二第一項第三号に掲げる電話番号に電話をかけてはな  
らない旨並びに法第三十一条の十八第一項において準用する場合にあつては十八歳未満の者が法第三十一  
条の十七第一項第四号に掲げる電話番号に電話をかけてはならない旨」に改め、同条第二項中「店舗型性  
風俗特殊営業を」を「店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業を」に、「当該店舗型性風俗特  
殊営業の営業所の名称」を「当該店舗型性風俗特殊営業若しくは店舗型電話異性紹介営業の営業所の名称  
」に、「当該店舗型性風俗特殊営業の営業所の所在地」を「当該店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異  
性紹介営業の営業所の所在地」に改め、同条第三項中「店舗型性風俗特殊営業を営む者」を「店舗型性風  
俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業を営む者」に改め、「法第二十八条第九項」の下に「（法第三十  
一条の十三第一項において準用する場合を含む。）」を、「当該店舗型性風俗特殊営業」の下に「又は店  
舗型電話異性紹介営業」を加える。

第三十六条の三中「第二十八条第九項」の下に「（法第三十一条の十三第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

第三十九条の三第一項中「第三十一条の七第二項」の下に「及び法第三十一条の十七第二項」を加え、「又は映像送信型性風俗特殊営業」を「、映像送信型性風俗特殊営業又は無店舗型電話異性紹介営業」に改め、同条第二項中「又は映像送信型性風俗特殊営業」を「、映像送信型性風俗特殊営業若しくは無店舗型電話異性紹介営業」に改め、同条の次に次の六条を加える。

（店舗型電話異性紹介営業の営業開始の届出）

第三十九条の七 法第三十一条の十二第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第十六号の七のとおりとする。

2 前項の届出書は、当該店舗型電話異性紹介営業を開始しようとする日の十日前までに提出しなければならない。

（法第二条第九項の会話の申込みをした者が十八歳以上であることを確認するための措置）

第三十九条の八 法第三十一条の十三第三項の国家公安委員会規則で定める措置は、法第二条第九項に規

定する会話の申込みがあつた場合において、その都度、次の各号のいずれかの方法により当該会話の申込みをした者（以下この項において「申込者」という。）が十八歳以上であることを確認する措置とする。

一 申込者から、その身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証その他の当該申込者の年齢又は生年月日を証する書面（以下この条及び第三十九条の十一において「身分証明書等」という。）の当該申込者の年齢又は生年月日を確認するために必要な部分の写し（以下この条及び第三十一条の十において単に「写し」という。）をファクシミリ装置により受信すること。

二 申込者から、クレジットカードを使用する方法その他の十八歳未満の者が通常利用できない方法により料金を支払う旨の同意を受けること。

三 申込者から、次項の規定により当該申込者があらかじめ付与された識別番号及び暗証番号（以下この条及び第三十九条の十一において「識別番号等」という。）の告知を受けること。

2 識別番号等は、第一号に掲げる者が、識別番号等の付与を受けようとする者（以下この条及び第三十条の十一において「識別番号等付与希望者」という。）の求めに応じ、その者が十八歳以上であるこ

とを第二号に掲げる方法（第一号ロに規定する者にあつては、第二号ニに掲げる方法を除く。）により確認した上で、付与するものとする。

一 次のいずれかに掲げる者

イ 当該店舗型電話異性紹介営業を営む者

ロ 当該店舗型電話異性紹介営業を営む者の委託を受けて、十八歳以上である者に対して識別番号等を付与し、及び法第二条第九項に規定する会話の申込みをした者が告知した識別番号等が自ら付与したものであるかどうかを当該店舗型電話異性紹介営業を営む者に回答する業務（以下「識別番号付与等業務」という。）を行う者であつて、次に掲げる要件を備えたもの

(1) 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人であること。

(2) その役員（理事、監事又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し理事、監事又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又は識別番号付与等業務に従事させようとする職員のうち

次に掲げる者がいないものであること。

( ) 法第四条第一項第一号から第七号の二までのいずれかに該当する者

( ) 法に基づく処分（法第二十六条第一項に基づく許可の取消しに係る処分を除く。）を受けた

日から起算して五年を経過しない者（当該処分を受けた者が法人である場合においては、当該

処分に係る聴聞の期日若しくは場所が公示された日又は弁明の機会の付与の通知がなされた日

前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、

相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対して業務を執行する

社員、取締役又はこれらに準ずる者と同年以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

）であつた者で当該処分の日から起算して五年を経過しないものを含む。）

(3) 識別番号等付与希望者が十八歳以上であることを確認する方法その他の識別番号付与等業務の

適正な実施を確保するため必要な事項に関する規程を定め、これを公表しており、識別番号付与

等業務を実施するに当たり当該規程を遵守すると認められるものであること。

(4) 当該店舗型電話異性紹介営業を営む者との委託に係る契約において(3)に規定する事項を明らか

にしているものであること。

二 次のいずれかに掲げる方法

イ 十八歳以上であることが一見して明らかな識別番号等付与希望者については、対面すること。

ロ 識別番号等付与希望者から身分証明書等の提示を受けること。

ハ 識別番号等付与希望者から身分証明書等の写しをファクシミリ装置により受信すること。

ニ 識別番号等付与希望者から、クレジットカードを使用する方法その他の十八歳未満の者が通常利用できない方法により料金を支払う旨の同意を受けること。

(準用規定)

第三十九条の九 第三十七条の規定は、法第三十一条の十六第一項の規定による標章のはり付けについて、第三十八条の規定は、法第三十一条の十六第二項の規定による申請を行おうとする者について、第三十九条の規定は、法第三十一条の十六第三項の規定による申請を行おうとする者について準用する。この場合において、第三十七条中「法第三十条第一項」とあるのは「法第三十一条の十五第一項」と、第三十八条第二項第一号中「法第三十一条第二項第一号」とあるのは「法第三十一条の十六第二項第一号

「と、同条第二項第二号中「法第三十一条第二項第二号」とあるのは「法第三十一条の十六第二項第二号」と、同条第二項第三号中「法第三十一条第二項第三号」とあるのは「法第三十一条の十六第二項第三号」と、第三十九条第一項中「前条第一項」とあるのは「第三十八条第一項」と、「法第三十一条第三項」とあるのは「法第三十一条の十六第三項」と、同条第二項中「前条第一項」とあるのは「第三十条第一項」と読み替えるものとする。

（無店舗型電話異性紹介営業の営業開始の届出）

第三十九条の十 法第三十一条の十七第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第十六号の八のとおりとする。

2 前項の届出書は、当該無店舗型電話異性紹介営業を開始しようとする日の十日前までに提出しなければならない。

（法第二条第十項の会話の申込みをした者等が十八歳以上であることを確認するための措置）

第三十九条の十一 法第三十一条の十八第三項の国家公安委員会規則で定める措置は、法第二条第十項に規定する会話の申込みがあつた場合又は同項に規定する会話の申込みを当該申込みを受けようとする者

に取り次ぐ場合において、その都度、次の各号のいずれかの方法により当該会話の申込みをした者又は当該会話の申込みを受けようとする者（以下この項において「申込者等」という。）が十八歳以上であることを確認する措置とする。

一 申込者等から、その身分証明書等の写しをファクシミリ装置により受信すること。

二 申込者等から、クレジットカードを使用する方法その他の十八歳未満の者が通常利用できない方法により料金を支払う旨の同意を受けること。

三 申込者等から、次項の規定により当該申込者等があらかじめ付与された識別番号等の告知を受けること。

2 識別番号等は、次の各号のいずれかに掲げる者が、識別番号等付与希望者の求めに応じ、その者が十八歳以上であることを第三十九条の八第二項第二号に掲げる方法（第二号に規定する者にあつては、第三十九条の八第二項第二号二に掲げる方法を除く。）により確認した上で、付与するものとする。

一 当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者

二 当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者の委託を受けて、十八歳以上である者に対して識別番号等

を付与し、及び法第二条第十項に規定する会話の申込みをした者若しくは同項に規定する会話の申込みを受けようとする者が告知した識別番号等が自ら付与したものであるかどうかを当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者に回答する業務を行う者であつて、次に掲げる要件を備えたもの

イ 第三十九条の八第二項第一号ロ(1)から(3)までに規定する事項

ロ 当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者との委託に係る契約において第三十九条の八第二項第一号ロ(3)に規定する事項を明らかにしているものであること。

(準用規定)

第三十九条の十二 第三十九条の四の規定は、法第三十一条の二十一第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の国家公安委員会規則で定める処分移送通知書について準用する。

第四十四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第三十三条第三項に規定する営業の方法を記載した書類の様式は、別記様式第十八号のとおりとする。

第四十五条の二中「第三十五条の三第三項」を「第三十五条の四第三項」に改める。

第四十六条中「無店舗型性風俗特殊営業を営む者」の下に「、店舗型電話異性紹介営業を営む者、無店舗型電話異性紹介営業を営む者」を加える。

第四十七条の次に次の二条を加える。

( 証明書の様式 )

第四十七条の二 法第三十七条第三項に規定する証明書の様式は、別記様式第十九号のとおりとする。

( 聴聞の公示 )

第四十七条の三 法第四十一条第二項の規定による聴聞の期日及び場所の公示は、公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

第四十九条第一項の表七の項の次に次のように加える。

七の二 法第三十一条の十七第一項の届出書を受理した場合	一 届出書を提出した者が個人である場合には、その氏名及び住所
-----------------------------	--------------------------------

	<p>七の三 法第三十一条の十七第二項において準用する法第三十一条の二第二項の届出書を受理した た場合</p>
<p>二 届出書を提出した者が法人である場合には、その名称及び住所並びに代表者の氏名</p> <p>三 法第三十一条の十七第一項第二号から第五号までに掲げる事項</p> <p>四 届出受理年月日</p> <p>五 届出受理番号</p>	<p>一 届出書を提出した者が個人である場合には、その氏名及び住所</p> <p>二 届出書を提出した者が法人である場合には、その名称及び住所並びに代表者の氏名</p> <p>三 法第三十一条の十七第一項第二号及び第三号に掲げる事項</p> <p>四 法第三十一条の十七第一項の届出書に係る届出受理番号</p>

第四十九条第一項の表十の項の次に次のように加える。

- 五 営業を廃止した場合には、廃止年月日及び廃止の事由
- 六 届出事項に変更があつた場合には、当該変更に係る変更年月日、変更事項及び変更の事由

十の二 法第三十一条の十九第一項、法第三十一条の二十又は法第三十一条の二十一第二項の規定による処分をした場合

- 一 処分を受けた者が個人である場合には、その氏名及び住所
- 二 処分を受けた者が法人である場合には、その名称及び住所並びに代表者の氏名
- 三 法第三十一条の十七第一項第二号及び第三号に掲げる事項
- 四 法第三十一条の十七第一項の届出書に係る届出受理番号
- 五 処分年月日
- 六 処分番号

- 七 処分の理由
- 八 処分の種別及び内容

第四十九条第一項の表十一の項中「第三十五条の三第一項、第二項又は第四項」を「第三十五条の四第一項、第二項又は第四項」に改め、同条第二項の表三の項の次に次のように加える。

<p>三の二 無店舗型電話異性紹介営業を営む者若しくはその代理人等が法第三十一条の十九第一項、法第三十一条の二十若しくは法第三十一条の二十一第二項の規定による処分の事由となる行為若しくは違反行為をし、又は</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 当該営業を営む者が個人である場合には、その氏名及び住所</li> <li>二 当該営業を営む者が法人である場合には、その名称及び住所並びに代表者の氏名</li> <li>三 法第三十一条の十七第一項第二号及び第三号に掲げる事項</li> <li>四 法第三十一条の十七第一項の届出書に係る届出受理番号</li> <li>五 当該行為若しくは当該違反行為をし、又は当該処分に違反した者に関する事項</li> </ul>
--	---

<p>無店舗型電話異性紹介営業を営む者が当該処分に違反したと認められる場合</p>	<p>六 当該行為若しくは当該違法行為をし、又は当該処分に違反した年月日</p> <p>七 当該行為若しくは当該違反行為又は当該処分に違反した行為の内容</p>
---	--

第四十九条第二項の表四の項中「第三十五条の三第一項、第二項若しくは第四項」を「第三十五条の四第一項、第二項若しくは第四項」に改める。

別記様式第二号の次に次の一様式を加える。

別記様式第2号の2（第8条関係）

<p>その1</p> <p style="text-align: center;"><b>営 業 の 方 法</b></p> <p>営業所の名称 営業所の所在地 風俗営業の種別</p> <p style="text-align: center;">法第2条第1項第 号の営業</p>	
<p>営 業 時 間</p>	<p>午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後</p> <p>ただし、 の日にあつては、 午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後</p>
<p>18歳未満の者を 従業者として使用 すること</p>	<p>する しない</p> <p>の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）</p>
<p>18歳未満の者の 立入禁止の表示方法</p>	
<p>飲食物（酒類を 除く。）の提供</p>	<p>する しない</p> <p>の場合：提供する飲食物の種類及び提供の方法</p>
<p>酒 類 の 提 供</p>	<p>する しない</p> <p>の場合：提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法</p>
<p>当該営業所において 他の営業を兼業 すること</p>	<p>する しない</p> <p>の場合：当該兼業する営業の内容</p>

その2 ( A ) ( 法第2条第1項第1号から第6号までの営業 )				
料 金				
料金の表示方法				
役 務	客の接待をする場合はその内容			
	客の接待をする場合は接待を行う者の区分	常時当該営業所に雇用されている者	名	
それ以外の者		名		
		主 名 (ふりがな) 氏 名 又は 名 称	-----	
		住 所	〒 ( ) ( ) 局 番	
遣 元	(ふりがな) 法人にあつては、その代表者の氏名		-----	
の 態	客に遊興をさせる場合はその内容及び時間帯	遊興の内容		
	時 間 帯	午前 時 分から 午後 時 分まで		
( 法第2条第1項第2号の営業のみ記載すること )				
様	客 室	和風のもの	室	その他のもの 室

その2( B ) ( 法第2条第1項第7号の営業 )		
( まあじやん屋のみ記載すること )		
遊 技 料 金	客1人当たりの時間を基礎として計算する まあじやん台1台につき時間を基礎として計算する	
	全自動台につき	円
	半自動台につき	円
	その他の台につき	円
遊 技 料 金 の 表 示 方 法		
( ぱちんこ屋及び令第11条に規定する営業のみ記載すること )		
ぱちんこ屋及び 令第7条に規定する 営業の遊技料金	ぱちんこ遊技機	玉1個 円
	回胴式遊技機	メダル1枚 円
	アレンジボール遊技機	玉1個 円
		メダル1枚 円
	じゃん球遊技機	玉1個 円
		メダル1枚 円
その他の遊技機 ( )	につき 円	
その他の営業の 遊技料金	遊技の種類 ( )	につき 円
遊 技 料 金 の 表 示 方 法		
賞 品 の 提 供 方 法		
提供する賞品のうち 最も高価なもの	( 円 )	

その2(C)(法第2条第1項第8号の営業)	
料 金	
料金の表示方法	
18歳未満の者を客として立ち入らせること	する しない
	の場合：18歳未満の者を午後10時（法第22条第4号の規定に基づく都道府県の条例で定める年齢に満たない者については、当該条例で定める時）から翌日の日出時までの時間において客として立ち入ることを防止する方法

備考

- 1 その1の「提供する飲食物の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物（酒類を除く。）のうち主なものの種類及びその提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- 2 その1の「提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法を記載すること。
- 3 その2(A)は法第2条第1項第1号から第6号までのいずれかの営業について許可を申請する場合に、その2(B)は同項第7号の営業について許可を申請する場合に、その2(C)は同項第8号の営業について許可を申請する場合に使用すること。
- 4 その2(A)又はその2(C)の「料金」欄には、第25条の表の上欄に掲げる営業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める料金を記載すること。
- 5 その2(A)又はその2(C)の「料金の表示方法」欄には、その2(A)又はその2(C)の「料金」欄に記載した料金を表示する方法が第24条の各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 6 その2(A)の「客の接待をする場合はその内容」欄には、接待の種類（談笑及びお酌、踊り、歌唱、遊戯等の別）及びこれを行う方法（特定少数の客の近くにはべり談笑の相手となる、客と一緒に歌う等）を記載すること。
- 7 その2(A)の「遊興の内容」欄には、遊興の種類（ダンス、ショー、生演奏、ゲーム等）、これを行う方法（不特定多数の客に見せる、聞かせる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興をさせる場合は、その利用方法。）を記載すること。
- 8 その2(B)の「遊技料金の表示方法」欄には、その2(B)の「遊技料金」欄又は「ぱちんこ屋及び令第7条に規定する営業の遊技料金」欄若しくは「その他の営業の遊技料金」欄に記載した遊技料金を表示する方法が第24条の各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 9 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 10 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第三号の次に次の一様式を加える。

別記様式第3号の2（第9条関係）

（表）

<b>風俗営業管理者証</b>		第 号
写 真	営業所の名称	54.0
	営業所の所在地	
風俗営業の種類		
管理者の住所		
管理者の氏名		
( 年 月 日生)		
年 月 日	公安委員会 印	
85.6		

（裏）

備考	

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

別記様式第十一号を次のように改める。

第 号

管 理 者 講 習 通 知 書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第24条第6項に規定する講習を下記のとおり実施するので通知する。

年 月 日

住所

殿

公安委員会 印

管理者の氏名	
管理者の住所	
営業所の名称	
営業所の所在地	
講習の種別	
風俗営業の種類	
講習を行う日時	
講習を行う場所	
備考	

備考

- 1 管理者は、受講の際には、この通知書及び風俗営業管理者証を持参してください。
- 2 営業者は、やむを得ない事由により当該管理者に受講させることができないときは、その理由、当該管理者の氏名及び住所並びに営業所の名称及び所在地を講習の10日前までに

に書面により連絡してください。

備考

用紙の大きさは、縦14.5センチメートル、横9.5センチメートルとすること。

別記様式第十二号を次のように改める。

別記様式第12号（第34条関係）

受 理 年月日		受 理 番 号		受講証明書 番 号	
<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">受 講 申 込 書</p> <p style="margin: 10px 0;">風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第24条第6項に規定する講習の受講を申し込みます。</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">公安委員会殿</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">申込人の氏名又は名称及び住所 ⑩</p>					
（ふりがな） 管理者の氏名	-----  年 月 日 生 (男・女)				
管理者の住所	〒( ) ( ) 局 番				
（ふりがな） 営業所の名称	-----				
営業所の所在地					
講習の種別					
風俗営業の種類					

備考

- 1 印欄には、記載しないこと。
- 2 申込人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第十二号の次に次の一様式を加える。



別記様式第十三号を次のように改める。

別記様式第13号（第35条関係）

その1		受理 年月日		受理 番号	
<p>店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第27条第1項の規定により届出をします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>公安委員会殿</p> <p style="text-align: right;">届出者の氏名又は名称及び住所 ⑩</p>					
氏名又は名称 (ふりがな)		-----			
住所		〒( ) ( ) 局 番			
本籍・国籍					
生年月日		年 月 日生			
営業所の名称 (ふりがな)		-----			
営業所の所在地		〒( ) ( ) 局 番			
店舗型性風俗特殊営業の種別		法第2条第6項第 号の営業			
営業を開始しようとする年月日		年 月 日			
統括業務の管理 する者	氏名 (ふりがな)	-----			
	住所	〒( ) ( ) 局 番			
	本籍・国籍				
	生年月日	年 月 日生			
法人に あつては、 役員	氏名 (ふりがな)	-----			
	住所				
	本籍・国籍				
	生年月日	年 月 日生			

その2		
法人に	(ふりがな) 氏名	-----
	住所	
	本籍・国籍	
	生年月日	年 月 日生
あつて	(ふりがな) 氏名	-----
	住所	
	本籍・国籍	
	生年月日	年 月 日生
は、その	(ふりがな) 氏名	-----
	住所	
	本籍・国籍	
	生年月日	年 月 日生
の役員	(ふりがな) 氏名	-----
	住所	
	本籍・国籍	
	生年月日	年 月 日生
営業の方	営業時間	午前 時 分から 午後 時 分まで 午後
	18歳未満の者を従業者として使用すること	する しない
		の場合：その者の従事する業務の内容
	18歳未満の者の立入禁止の表示方法	
	広告宣伝における18歳未満の者の立入禁止の表示方法	
	役務提供の態様	
法	当該営業所において他の営業を兼業すること	する しない
		の場合：当該兼業する営業の内容

その3						
営 業 所 の 構 造 及 び 設 備 の 概 要	建物の構造					
	建物内の 営業所の位置					
	個室等の数	室	営業所の床面積	m <sup>2</sup>		
	個室等の総床面積	m <sup>2</sup>	各個室等の	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
			床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	令第2条第2号の興行場に係る個室の隣室 又はこれに類する施設の床面積			m <sup>2</sup>		
その他						
地	区	禁止地区内	禁止地区外			

備考

- 1 印欄には、記載しないこと。
- 2 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 「本籍・国籍」欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、外国人は国籍を記載すること。
- 4 「役務提供の態様」欄には、次の事項を記載すること。
  - (1) 法第2条第6項第1号又は第2号の営業にあつては、異性の客に接触する役務の種類（身体を洗つか否かの別、マッサージをするか否かの別等）
  - (2) 法第2条第6項第3号の営業にあつては、興行の種類（令第2条各号のいずれに該当するか）の別
  - (3) 法第2条第6項第4号の営業にあつては、施設等の種類（令第3条各項各号のいずれに該当するか）の別）、宿泊者名簿の記載、宿泊料金の受渡し及び客室のかぎの授受を行う場所等
  - (4) 法第2条第6項第5号の営業にあつては、販売又は貸付けの別、物品の種類（令第4条各号のいずれに該当するか）の別）等
- 5 「建物の構造」欄には、木造家屋にあつては平屋建又は2階建等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数（地階を含む。）の別を記載すること。
- 6 「建物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
- 7 「個室等の数」欄、「個室等の総床面積」欄及び「各個室等の床面積」欄には、法第2条第6項第1号、第2号及び第4号の営業にあつては個室について、同項第3号の営業にあつては客が在室することとなる個室又は客席について、同項第5号の営業にあつては当該物品を販売し、又は貸し付ける場所について記載すること。
- 8 「その他」欄には、営業所の平面図のほか、次の事項を記載すること。
  - (1) 法第2条第6項第1号及び第2号の営業にあつては、個室の構造及び設備の概要等
  - (2) 法第2条第6項第3号の営業にあつては、個室、客席、舞台等の構造及び設備の概要等
  - (3) 法第2条第6項第4号の営業にあつては、食堂（調理室を含む。）及びロビーの床面積、個室の構造及び設備の概要等
- 9 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 10 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第十四号中 「第31条第2項 第33条第2項」 第2項 同法第2条の2項において準用する場合を

含む。) 12の2。

別記様式第十五号中 「第31条第2項 第33条第2項」 第2項 同法第2条の2項において準用する場合を

含む。) 12の2。

別記様式第十六号中 「第31条、第32条」 第31条 第32条の9関係 「第31条第3項」

「第31条第2項 第31条第3項 第16条の2項 第31条の16第3項」 「店舗型性風俗特殊営業の種別」 12の2 「営業の種別」 12の2 「法第2項」 12の2

2条第6項第2号の営業」 12の2 又は同条第3項」 12の2、同条第3項、法第2条の2第2項各号又は同条第3項」 12の2。

別記様式第十六号の三号 同法第3条の7第2項 同法第1条の2第2項及び第2条の2第2項

改める。

別記様式第十六号の四廿「<sup>3</sup>同法第3条の7第2項 同法第1条の17第2項及び第 条の 第2項  
改める。

別記様式第十六号の五廿「<sup>3</sup>第 条の4、<sup>3</sup>第 条の6、<sup>4</sup>第 条の2(関係) 3第 条の4、第 条の

6、第39条の12、第45条の2(関係) 11( 第 条の 第1項 同条第3項において準用する場合を含む。  
第35条の3第3項 同条第5項において準用する場合を含む。

) 「第(条の6第1項 同条第3項において準用する場合を含む。  
) 第31条の11第1項 同条第3項において準用する場合を含む。  
) 第31条の21第1項 同条第3項において準用する場合を含む。  
) 第35条の4第3項 同条第5項において準用する場合を含む。  
」  
改正の旨。

別記様式第十六号の六の次に次の二様式を加える。

別記様式第16号の7（第39条の7関係）

その1		受理 年月日		受理 番号	
<p>店舗型電話異性紹介営業営業開始届出書</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の12第1項の規定により届出をします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>公安委員会殿</p> <p style="text-align: right;">届出者の氏名又は名称及び住所</p> <p style="text-align: right;">⑩</p>					
氏名又は名称		-----			
住所		〒( ) ( ) 局 番			
本籍・国籍					
生年月日		年 月 日生			
営業所の名称		-----			
営業所の所在地		〒( ) ( ) 局 番			
営業を開始しようとする年月日		年 月 日			
統括業務の管理を実施する者を	氏名	-----			
	住所	〒( ) ( ) 局 番			
	本籍・国籍				
	生年月日	年 月 日生			
その法人にあつては、役員	氏名	-----			
	住所				
	本籍・国籍				
	生年月日	年 月 日生			

その2		
法人にあつては、その役員	(ふりがな) 氏名	-----
	住所	
	本籍・国籍	
	生年月日	年 月 日生
あつては、その役員	(ふりがな) 氏名	-----
	住所	
	本籍・国籍	
	生年月日	年 月 日生
あつては、その役員	(ふりがな) 氏名	-----
	住所	
	本籍・国籍	
	生年月日	年 月 日生
あつては、その役員	(ふりがな) 氏名	-----
	住所	
	本籍・国籍	
	生年月日	年 月 日生
営業	営業時間	午前 時 分から 午後 時 分まで 午後 時 分まで
	18歳未満の者を従業者として使用すること	する しない の場合：その者の従事する業務の内容
の	18歳未満の者の立入禁止の表示の方法	
	広告宣伝における18歳未満の者の立入り及び利用禁止の表示の方法	
方	役務提供の態様	
	当該営業所において他の営業を兼業すること	する しない の場合：当該兼業する営業の内容
法		

その3					
営 業 所	建物の構造				
	建物内の 営業所の位置				
	個室等の数	室	営業所の床面積	m <sup>2</sup>	
	個室等の総床面積	m <sup>2</sup>	各個室等の 床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
所 の 構 造 及 び 設 備 の 概 要	そ の 他				
地	区	禁止地区内	禁止地区外		

その4		
規 法 第 31 条 の 講 ず る 措 置 の 項 内 容	措置の具体的内容	
	当該措置と して他人が 付与した 識別番号等 を利用する 場合は、	(ふりがな) 名 称
		住 所
		(ふりがな) 代表者の氏名
		付与を行う 方法及び 場所
電 法 第 2 条 の 概 要	設 置 場 所 の 所 在 地	
	電 気 通 信 設 備 を 識 別 す る た め の 電 話 番 号	
	機 器 の 構 成 及 び 処 理 能 力	
	設 置 場 所 の 所 在 地	
	電 気 通 信 設 備 を 識 別 す る た め の 電 話 番 号	
	機 器 の 構 成 及 び 処 理 能 力	

備考

- 1 印欄には、記載しないこと。
- 2 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 「本籍・国籍」欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、外国人は国籍を記載すること。
- 4 「役務提供の態様」欄には、役務提供として行う取次ぎの種類（客に競わせるか又は営業を営む者が割り当てるかの別、取次ぎに従業者が介在するか否かの別、従業者を一方の当事者とする会話の申込みを取り次ぐか否かの別）等の事項を記載すること。
- 5 「建物の構造」欄には、木造家屋にあつては平屋建又は2階建等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数（地階を含む。）の別を記載すること。
- 6 「建物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
- 7 「個室等の数」欄、「個室等の総床面積」欄及び「各個室等の床面積」欄には、客が在室することとなる個室等について記載すること。
- 8 「その他」欄には、営業所の平面図のほか、個室等の構造及び設備の概要等の事項を記載すること。
- 9 「措置の具体的内容」欄には、会話の申込みをした者が18歳以上であることを確認するために行う措置の具体的内容を記載することとし、当該措置として自ら識別番号等の付与を行う場合は、付与を行う場所の所在地についても併せて記載すること。
- 10 「付与を行う方法及び場所」欄には、識別番号等付与希望者が18歳以上であることを確認するための方法及び当該識別番号等を付与する場所を記載すること。
- 11 「機器の構成及び処理能力」欄には、電気通信設備の設置場所ごとの使用する電気通信設備の型番及び台数、当該電気通信設備に接続して使用する電話回線数等の事項を記載すること。
- 12 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 13 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第16号の8（第39条の10関係）

その1		受理 年月日		受理 番号	
無店舗型電話異性紹介営業営業開始届出書 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の17第1項の規定により届出をします。 公安委員会殿 届出者の氏名又は名称及び住所 年 月 日 印					
氏名又は名称		-----			
住所		〒( ) ( ) 局 番			
本籍・国籍					
生年月日		年 月 日生			
広告又は宣伝をする場合に使用する呼称 (ふりがな)					
事務所の所在地		〒( ) ( ) 局 番			
営業を開始しようとする年月日		年 月 日			
統括業務の管理を実施する者を	氏名 (ふりがな)	-----			
	住所	〒( ) ( ) 局 番			
	本籍・国籍				
	生年月日	年 月 日生			
法人にあつては、役員、	氏名 (ふりがな)	-----			
	住所				
	本籍・国籍				
	生年月日	年 月 日生			

その2		
法人	(ふりがな)名 氏	-----
	住所	
	本籍・国籍	
	生年月日	年 月 日生
あつては、その役員の	(ふりがな)名 氏	-----
	住所	
	本籍・国籍	
	生年月日	年 月 日生
営業の方	営業時間	午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後
	18歳未満の者を従業員として使用すること	する しない
		の場合：その者の従事する業務の内容
	広告宣伝における18歳未満の者の利用禁止の表示の方法	
役務提供の態様		

その3		
規 法 第 31 条 の 講 ず る 措 置 第 3 項 の 内 容	措置の具体的内容	
	番号等 当該措置 を利用し て他人が 付与し た識別	(ふりがな) 名 称 -----
	住 所	〒 ( ) ( ) 局 番
	(ふりがな) 代表者の氏名	-----
	付与を行う 場 所 の 所 在 地	
電 法 第 2 条 第 10 項 の 概 要	設 置 場 所 の 所 在 地	
	電 気 通 信 設 備 を 識 別 す る た め の 電 話 番 号	
	機 器 の 構 成 及 び 処 理 能 力	
	設 置 場 所 の 所 在 地	
	電 気 通 信 設 備 を 識 別 す る た め の 電 話 番 号	
	機 器 の 構 成 及 び 処 理 能 力	

備考

- 1 印欄には、記載しないこと。
- 2 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 「本籍・国籍」欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、外国人は国籍を記載すること。
- 4 「広告又は宣伝をする場合に使用する呼称」欄には、当該営業につき広告又は宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称（当該呼称が2以上ある場合にあっては、それら全部の呼称）を記載すること。
- 5 「事務所の所在地」欄には、営業の本拠となる事務所（事務所のない者にあつては、住所）の所在地を記載すること。
- 6 「役務提供の態様」欄には、役務提供として行う取次ぎの種類（直接の会話の成立を企図するか伝言のやりとりとするかの別、取次ぎに従業者が介在するか否かの別、従業者を一方の当事者とする会話の申込みを取り次ぐか否かの別等）を記載すること。
- 7 「措置の具体的内容」欄には、会話の申込みをした者が18歳以上であることを確認するために行う措置の具体的内容を記載することとし、当該措置として自ら識別番号等の付与を行う場合は、付与を行う場所の所在地についても併せて記載すること。
- 8 「機器の構成及び処理能力」欄には、電気通信設備の設置場所ごとの使用する電気通信設備の型番及び台数、当該電気通信設備に接続して使用する電話回線数等の事項を記載すること。
- 9 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 10 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第十七号の次に次の二様式を加える。

別記様式第18号（第44条関係）

営 業 の 方 法	
営業所の名称	
営業所の所在地	
営 業 時 間	午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 時 分から 午後 時 分まで
18歳未満の者を従業者として使用すること	する しない
	の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）
18歳未満の者を客として立ち入らせること	する しない
	の場合：保護者が同伴しない18歳未満の者を客として立ち入らせることを防止する方法
飲食物（酒類を除く。）の提供	する しない
	の場合：提供する飲食物の種類及び提供の方法
酒 類 の 提 供	提供する酒類の種類及び提供の方法
	20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法
客に遊興をさせる場合はその内容及び時間帯	遊興の内容
	時 間 帯 午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 時 分から 午後 時 分まで
当 該 営 業 所 において 他 の 営 業 を 兼 業 すること	する しない
	の場合：当該兼業する営業の内容

備考

- 1 「提供する飲食物の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物（酒類を除く。）のうち主なものの種類及びその提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- 2 「提供する酒類の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- 3 「20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、20歳未満の者に酒類の提供を防止する方法を記載すること。
- 4 「遊興の内容」欄には、遊興の種類（ダンス、ショー、生演奏、ゲーム等）、これを行う方法（不特定多数の客に見せる、聞かせる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興させる場合は、その利用方法。）を記載すること。
- 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第19号（第47条の2関係）

（表）

身分証明書		第 号
写 真	官 職 氏 名	54.0
<p>上記の者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第37条第2項の規定により立入りをを行う警察職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">公安委員会 印</p>		
85.6		

（裏）

<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（抜粋）</p> <p>第37条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>4 略</p>
--

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

(少年指導委員規則の一部改正)

第二条 少年指導委員規則(昭和六十年国家公安委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「若しくは性風俗特殊営業」を「若しくは性風俗関連特殊営業」に、「規定する性風俗特殊営業」を「規定する性風俗関連特殊営業」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第五十二号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成十四年四月一日)から施行する。ただし、第一条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第八条に一項を加える改正規定、同規則第九条第二項の改正規定、同規則第十八条の見出しの一部を改め、同条第二項の次に二項を加える改正規定、同規則第二十條の二の一部を改め、同条に二号を加える改正規定、同規則第三十一条に一号を加える改正規定、同規則第三十三条第四項の一部を改め、同項に三号を加える改正規定、同規則第三十四条第二項及び第三項の一部を改め、同条第四項を削る改正規定、同規則第四十四条第二項の一部を改め、同項

を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定、同規則第四十七条の次に二条を加える改正規定、同規則別記様式第二号の次に一様式を加える改正規定、同規則別記様式第三号の次に一様式を加える改正規定、同規則別記様式第十一号の改正規定、同規則別記様式第十二号の一部を改め、同様式の次に一様式を加える改正規定、同規則別記様式第十三号の改正規定並びに同規則別記様式第十七号の次に二様式を加える改正規定は、平成十四年七月一日から施行する。

(管理者証の交付に関する経過措置)

2 改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(以下「新規則」という。)第九条第二項後段の規定は、前項ただし書に規定する改正規定の施行前に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号。以下「法」という。)第五条第一項の許可申請書を提出した者に対して当該改正規定の施行の日以後に法第三条第一項の許可をする場合には、適用しない。

3 附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に法第三条第一項の許可を受けている者及び当該改正規定の施行前に法第五条第一項の許可申請書を提出し、当該改正規定の施行の日以後に法第三条第一項の許可を受けた者は、当該改正規定の施行の日から起算して三月を経過する日までの間に、当該許可に

係る営業所の所在地の所轄警察署長を經由して、当該所在地を管轄する都道府県公安委員会（次項において「公安委員会」という。）に、当該営業所に係る法第二十四条第一項の管理者に係る無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真（撮影後六月以内のものに限る。）で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものの二葉を提出しなければならない。

4 公安委員会は、前項の場合において、同項に規定する管理者が法第二十四条第二項各号のいずれにも該当しないと認められるときは、速やかに、当該管理者に係る新規別記様式第三号の二の風俗営業管理者証を交付するものとする。この場合において、当該風俗営業管理者証は、新規別記様式第九号第二項の風俗営業管理者証とみなす。

（特例風俗営業者の認定に関する経過措置）

5 附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の日から起算して五年を経過する日までの間における新規別記様式第二十条の二（同条第一号に係る部分に限る。）の規定の適用について、同条第一号中「十年」とあるのは、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

一	附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の日から起算して一年を経過する日まで	五年
二	この表の一の項上欄に掲げる期間に引き続く一年間	六年
三	この表の二の項上欄に掲げる期間に引き続く一年間	七年
四	この表の三の項上欄に掲げる期間に引き続く一年間	八年
五	この表の四の項上欄に掲げる期間に引き続く一年間	九年

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

6 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則(平成十年国家公安

委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第二十条の二」の下に「(同条第二号に係る部分に限る。)」を加え、「同条中」を「同条第二号中」に改める。

